

# 業務速報

国鉄労働組合名古屋地方本部  
発行責任者 土谷 敏幸  
編集責任者 大矢 憲孝  
2020. 5. 14 No. 560



## 「新型コロナウイルス感染症拡大にかかわる解明要求」を提出

地本は5月13日、東海鉄道事業本部に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に関わる解明要求」を提出し、現在の情勢に相応しく、速やかな業務委員会の開催を求めた。

申し入れは以下のとおり。

### 新型コロナウイルス感染症拡大にかかわる解明要求

新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延する中、公共交通機関に働く者はその感染リスクが多く、このような状況においても安全安定輸送・サービスの充実のため日々業務を行っている。

JR東海社員及び関連会社社員においても旅客との濃厚接触や感染者が触れた駅や車両設備に触れること、家族等に感染者が発生することも想定される。

その収束が見通せない中、各職場では様々な問題が明らかになっている。下記の通り、申し入れるので誠意ある回答を求める。

### 記

#### 1. 勤務・手当等について

- ① 在宅勤務の指定は海鉄として統一した取り扱いとなるよう徹底されたい。
- ② 持病を持つ社員・妊娠している社員には在宅勤務を積極的に指定すること。
- ③ 在宅勤務者のフレックスタイム制の導入を考えているのか明らかにすること。
- ④ 在宅勤務者の勤務認証はどのように行っているのか明らかにすること。
- ⑤ 在宅勤務者には当初の勤務指定で支給される手当を支給すること。
- ⑥ 在宅勤務者で通勤手当はどのようになるのか明らかにすること。
- ⑦ 乗務員休憩所の変更が実施されたが、設備等を確保すること。

#### 2. 感染防止対策について

- ① 旅客数減少や新型コロナ対策等により、出札窓口や改札の一部閉鎖による在宅勤務拡大や勤務種別の変更はあるのか明らかにすること。
- ② 新型コロナ対策における、列車運行ダイヤ（行路）・各職場での作業ダイヤにおける変更が生じる場合の変更案は、事前に労働組合に前広に提示・開示するとともに職場社員の意見を尊重した上で行うこと。
- ③ 職場・列車車内の消毒処置を頻繁に行うこと。
- ④ 職場では、マスク装着・消毒・手洗い等の周知が行われている。検温については会社の責任において実施すること。なお、多数の社員が出入りする箇所にはサーモグラフィーを配置すること。

- ⑤ 駅舎・列車内・乗務員宿泊所等で感染者・濃厚接触者が確認された場合の消毒作業は、誰がどのように実施するのか明らかにすること。また、感染防止に対する科学的な教育の実施と感染防止保護具（防護服・手袋・マスク・ゴーグル等）を速やかに常備すること。
- ⑥ 接客する社員（駅社員・乗務員等）が、泥酔旅客・気分のすぐれない旅客等の対応を行う場合、感染が不明であり、不安や懷疑が大きい。当該旅客の一時的待機場所の決定等を含めて対策を講じること。
- ⑦ 点呼・復命・業務連絡会・訓練会・各種打合せ・JR東海体操等は「3密」状態になることのない対策を講じた上で必要最小限に留めるとともに、当面の間、不要・不急な会議や打合せ等は見合わせる。
- ⑧ 車両用消毒剤だが、大垣車両区は「サニートーク」と「エクスミン乳剤」、神領車両区は「サニートークS」と「ULV乳剤」を使用しているが、効能期間はどの程度なのか明らかにし、新型コロナに効果はあるのか明らかにすること。
- ⑨ 制服のクリーニング回数の増と貸与数の増、除菌スプレーを配備すること。
- ⑩ 遺失物の取扱に対策を講じること。
- ⑪ 駅のオープンカウンターのビニールカーテンをアクリル板とすること。
- ⑫ 感染発生時の対応方を各箇所にマニュアルとして具体的に示すこと。

### 3. 感染発生時の対処について

- ① 社員等に感染が確認された職場においては、本人の勤務及び職場内の消毒、業務方法、勤務の扱い等を全社員に説明すること。
- ② 感染発生等の情報はただちに関係職場・関係者にくまなく開示し、関係者の不安や疑念に応えること。

### 4. その他

- ① 名古屋工場では、4月21日就業点呼時に「感染者が発生した」と点呼で周知したにもかかわらず、更衣所や浴室、社員食堂等、感染者が使用した場所が消毒も行われないうまま、4月22日に使用されている。業者による消毒は4月22日業務終了後の18時からとなった。社員にとっては感染のリスクがあるにもかかわらず通常通りの業務についてきたことになり、多くの社員が、消毒をする前に社員を会社施設内に立ち入らせたことについて、家族を含めて疑問を持っている。公共交通を担う会社であることは理解しつつも、臨時休業の措置を取らなかったことに違和感を感じている社員は多いと思われる。

事実経過と判断に至った根拠を示されたい。

- ② 名古屋保線区名古屋保線支区が4月24日に名古屋工場内に業務で立ち上がった際、感染情報が何一つ周知されておらず、業務終了後に事実を知り、作業員自身が感染の不安にかられているという報告がある。  
感染発生時はただちに関係職場・関係者への情報開示を行うこと。
- ③ 名古屋保線区名古屋保線支区は独立した手洗い洗面所が無い。現行、食器等のある炊事場での手洗いや洗面を余儀なくされている。衛生上、感染予防上、このような状態は相応しくない。独立した洗面所を速やかに設置すること。
- ④ 工務関係現業区では、保線区・支区において現時点では班分けが行われていない。今後はどのようにするのか示されたい。

以上